

### 湿地保全のための発展的解釈

鈴木詩衣菜

(上智大学大学院)

1975年に「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(以下、ラムサール条約)が発効してから、40年が経過した。同条約は、国際的な資源である湿地やその動植物の保全のために国家間での協議や調整などを定めている多数国間環境条約のひとつである。

本報告では、湿地保全に関する国際環境紛争を効果的に解決する手段として、発展的解釈の有用性を検討する。発展的解釈とは、条文の枠内において、紛争が発生した時代に応じた国際社会の要請の変化を考慮にいれる解釈手法のひとつである。主に国際人権法分野でよく見られる条約解釈手法であるが、近年、国際環境法分野においてもまた同解釈手法として注目され、関心を集めている。

ラムサール条約は、他の国際環境条約と同様に、各締約国の取り組みについては、フィードバックがあり、またその時代に応じた課題に対し注力を注ぎ、最新の状態に更新するための努力がなされている。例えば、締約国会議では、各締約国やNGOらの取り組みとその取り組みの結果を受けて、次の段階を決定し、また戦略計画では、常に締約国が直面している課題を明らかにしながら、多様なアクターとともに効果的な湿地保全を行うために策定している。このことは、最新の情報をもとに条文解釈を行う発展的解釈が、事実上ラムサール条約で実践されていると解することができる。

しかしながら、あえて抽象的な条文であるラムサール条約を根拠に国際裁判所に提起されることは理論上ありえても、現実的ではない。多くの国際環境紛争は、国際法上の様々な問題点と複雑に絡み合っており、その多くは環境保護が不十分あるいは抽象的に規定している二国間条約が適用されている場合が多い。ラムサール条約の条文字句は、その方向性や範囲を定める目的で、その後採択されてきている決議、ガイドラインによって、内容が明確にされてきている。湿地保全のために適用条約の解釈において考慮されるべき新たな要素としては、「関連する締約国会議の決議」、「地元共同体の参加」、「CEPA」、「賢明な利用」、「環境影響評価」、「統合管理」、「生物多様性」などが挙げられる。国家だけでなく国際組織やNGOなどの多様なアクターによる国内外の取り組みは、国際環境紛争の条約解釈段階に間接的に影響を及ぼしていると考えられる。